

検証テーマ：中小ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

①「中小・ベンチャー企業などに対する料金減免制度の見直し」 (推進計画2013項目番号【108】)

工程表の記載

具体的な取組	概要
中小・ベンチャー企業などに対する料金減免制度の見直し	中小・ベンチャー企業、小規模企業及び大学などが利用しやすく、更にイノベーションの促進に資する効果的な減免制度とすべく見直す。(短期・中期)

取組状況

- 今秋の臨時国会に産業競争力強化法案を提出。同法案において、中小・ベンチャー企業等を対象とした特許料等の減免措置を講じる。

1. 減免の対象

産業競争力強化に資する技術分野の出願について、特許料等の減免措置を講ずる。具体的な対象者としては以下を想定(政省令委任事項)。

- ① 小規模企業(従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下))
- ② 中小ベンチャー企業(設立10年未満、資本金3億円以下)

※①及び②ともに個人事業主を含む。大企業の子会社など支配法人のいる場合は対象外。

2. 減免措置の内容

集中実施期間(平成25年度以降の5年度の期間)の時限措置(施行日から時限の期間内に審査請求又は国際出願したものが対象)として特許料等を軽減。具体的には1/3に軽減することを想定(政省令委任事項)。

<国内出願>

- ①審査請求料 1/3に軽減
- ②特許料(10年間分) 1/3に軽減

<国際出願(PCT出願)> ※日本語の出願に限定

- ①調査・送付手数料(特許庁分) 1/3に軽減
- ②予備審査手数料(特許庁分) 1/3に軽減

※出願手数料と取扱手数料(いずれも世界知的所有権機関(WIPO)分)については、1/3まで軽減すべく交付金を要求。

3. 施行期日

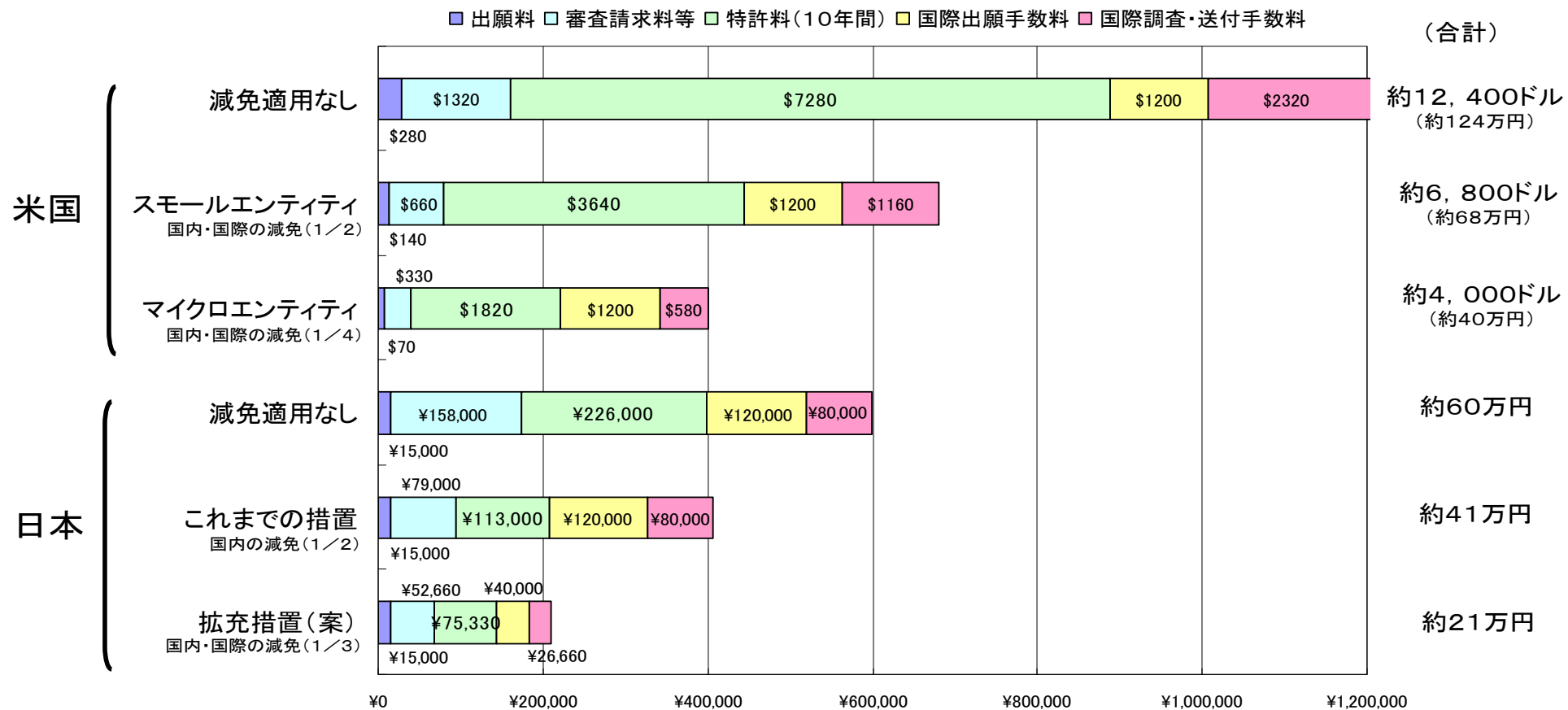
特許料等の減免措置については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行(平成26年4月1日施行を想定)。

この措置を同一内容の案件に適用する場合、日本の料金水準は米国の最大限の減免措置の約半分の水準になる。

課題・今後の展望

- 法案の成立次第、政省令の改正に着手する。

日本と米国の料金水準の比較



※1ドル=100円で算出。米国は国際調査・送付手数料の減免措置を来年から導入予定。

※一般的な出願事例(出願時請求項数10、登録時請求項数6、ページ数40ページ)で金額を試算

検証テーマ：中小ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

②「知財総合支援窓口の強化」(推進計画2013項目番号【59】【110】【111】)

工程表の記載

具体的な取組	概要
中小・ベンチャー企業の総合的支援の強化	知財総合支援窓口において、グローバル展開、著作権、不正競争防止法関連などの相談機能についても、関係機関と連携した支援を含め総合的に強化していく。(短期・中期)
中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実	中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に関する総合的な支援体制の構築に向け、知財総合支援窓口と、金融機関、商工会・商工会議所、中小企業基盤整備機構、大学技術移転協議会をはじめとする関係機関との連携を強化する。(短期)
中小・ベンチャー企業の総合的支援体制の充実	知財総合支援窓口において、海外知財法務に詳しい弁理士や弁護士などを含む専門家、海外知財プロデューサーの活用を通して、中小企業に対しアジアを含む海外知財情報を提供できる体制整備を実施。(短期)

取組状況

- 関係機関等と連携し、知財総合支援窓口において現在35回程度の「海外知財プロデューサー」活用を今後増やしていき、さらに、海外知財法務に詳しい弁理士や弁護士などの専門家の企業派遣を開始。
- 知財総合支援窓口利用者の利便性を高めるため、弁理士や弁護士などの専門家による窓口時間外(休日・深夜)の相談を本年11月より試行的に開始。また、新規利用者を開拓するために、平成26年度は企業訪問の実施、及び産業集積地等へのサテライト窓口の開設を予定。
- 全国の知財総合支援窓口担当者を集めた研修を今年度2回実施。
当該研修において、著作権及び不正競争防止法の弁護士を講師とする講義を実施することにより、基礎的知識の強化、及び相談時に適切な専門家を紹介できるようにする。

- 中小・ベンチャー企業が抱える様々な経営課題に対応するために、商工会・商工会議所、中小企業基盤整備機構、JETRO、金融機関、INPITをメンバーとする関係機関との連携強化に向けた「中小企業等知財支援協議会(※)」等を開催。今年度は、新たに公益社団法人著作権情報センター(CRIC)等をメンバーに加え、著作権法等に関する相談対応に向けた連携強化を図るとともに、中小企業庁が実施する「ミラサポ」事業との連携を開始。
- 知財総合支援窓口と関係機関との連携強化のため、窓口における連携強化の好事例をまとめ、これを全国の窓口および関係機関に情報提供。さらに中小企業等にも情報提供することで、知財を活用した事業を展開する中小企業の裾野を広げる。

(※)中小企業等知財支援協議会

【設置目的】

「知財総合支援窓口」における様々な知財の課題に対応するためには、支援担当者の高い能力だけでなく専門家・関係機関の協力が不可欠であり、窓口を核とした協働体制の構築が重要。したがって、窓口での連携や中小企業知財支援のあり方等に関する検討をすることを目的に、中小企業等の知財活動支援を行っている主要な関係機関をメンバーとした協議会を設置。

【協議会委員所属機関】

(一社)全国信用金庫協会、(独)中小企業基盤整備機構、(独)日本貿易振興機構(JETRO)、大学技術移転協議会(UNITT)、(公社)著作権情報センター(CRIC)、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)、(一社)知的財産教育協会、日本・東京商工会議所、東京都知的財産総合センター、日弁連知的財産センター／弁護士知財ネット、日本弁理士会知的財産支援センター、(一財)知的資産活用センター

課題・今後の展望

- 知財全般のワンストップサービス提供機能強化が課題となっているため、著作権や不競法に関連する相談対応についても、知財総合支援窓口で基本的な制度概要の説明に加えて、専門的な関係機関や専門家と連携することで、よりユーザーニーズに応え得る支援体制を整備する。
- 知財を活用する中小企業の裾野を広げるために、引き続き、連携による相談機能の強化及びPR活動や情報提供を通じた知財総合支援窓口新規利用者の開拓を推進する。

検証テーマ：中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

③「海外における知財活動支援」(推進計画2013項目番号【13】【14】)

工程表の記載

具体的な取組	概要
在外における 現地サポート体制の強化	中小・ベンチャーをはじめとする企業の海外事業展開の総合的支援強化の一環として、特許庁、工業所有権情報・研修館(INPIT)、JETROなど関係機関の連携により、海外における知財の権利化から活用までを一気通貫で支援する環境を充実する。(短期・中期)
	市場としての重要性がますます高くなるアジア新興国に関しては、各国の知的財産制度の運用の改善の働きかけ、模倣品被害の実態把握に努めるとともに、現地での知財エンフォースメント支援や日本ブランド推進関連支援を一層充実させるため、弁理士や企業OBなどの活用も視野に入れ、大使館やJETROなどの在外における支援の体制や取組の強化を図る。(短期・中期)

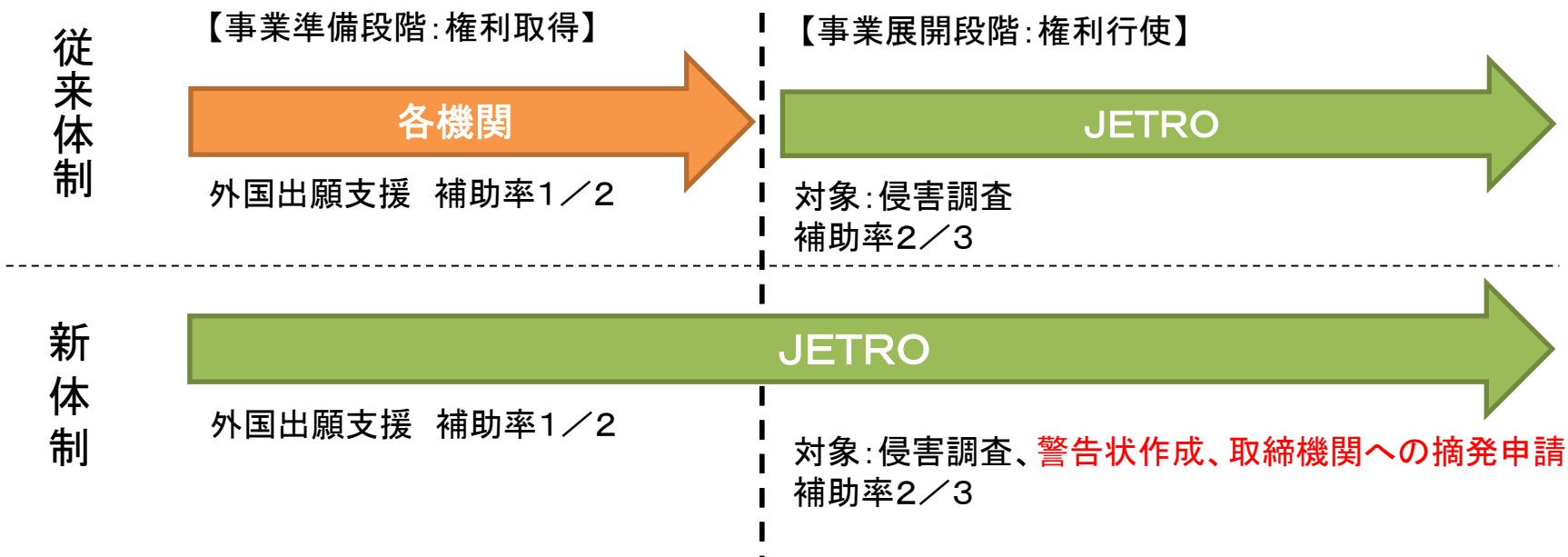
取組状況

- 第7回中小企業等知財支援協議会において、INPIT、JETRO、弁理士会、日本弁理士会等関係機関と海外展開支援の相互連携について意見交換。知財の権利化から活用まで各プロセスをつないでいくため、支援企業に対する相互の施策PR等を通じて、体制整備を進めていく。
- 従来、個別に実施してきた外国出願補助金を見直し、JETRO中心に実施するスキームに変更。併せて、JETROにおいて実施されていた模倣品の侵害対策の補助金について、補助対象経費を拡大要求。これらの補助事業の見直しによって、2014年度から外国での権利の取得(外国出願)から権利の行使(侵害対策)までの助成をJETROによって一気通貫で支援できる体制を整備する。
- 現地サポート体制の強化のため、日本弁理士会から弁理士をJETRO在外事務所に派遣する。これについて、2013年度中のスキーム構築を目指し、JETRO、日本弁理士会等関係者間で協議中。今後、速やかに公募を行う。

課題・今後の展望

- 海外展開の知財支援が多くの機関で実施されており、中小企業が支援施策をそれぞれ確認・把握する負担が大きい。したがって、支援を求めてきた中小企業に対して、関係支援機関が相互に海外展開の知財支援施策を紹介し、中小企業が支援の存在を見逃すことのない様、円滑な支援連携ができる体制を整備する。

知財の権利取得から権利の行使までの一気通貫の支援体制の整備



海外展開に伴う知財支援の連携

